

## 在地徳政における諸慣行

黒田基樹

はじめに

十五・十六世紀の日本列島社会においては、社会の広範かつ諸階層において、売買・貸借関係を破棄・軽減する徳政がしばしば行われていた。なかでも公権力による徳政令ではなく、在地（地元）独自に行われる在地徳政の存在とその意味が、当該期社会の特質を認識するうえで、極めて重要であると考えられる。

私は先に「一五・一六世紀徳政論序説」〔『史苑』一七七号、二〇〇三年〕において、在地徳政の実態をうかがおうとしたなかで、徳政一揆や徳政令にみえる取り戻し基準のいくつかについて取り上げた。そしてそれら取り戻し基準について、地域によって内容が異なっていることなどから、それらは在地徳政の慣行に準拠したものと見通しを述べた。しかしながら在地徳政の実態をさらに追究しようとするならば、そうした諸慣行の実態解明こそが何よりも必要な課題となろう。

そのため本論において、取り戻し基準をはじめとした、在地徳政における様々な諸慣行について、できる限り事例を掲げることを通して、その実態の解明をこころみたい。

### 一、徳政一揆における取り戻し慣行

在地徳政における諸慣行を解明するといっても、在地徳政そのものに関する事例とその史料は極めて限定されていることから、実際に具体的な取り戻し基準について知ることができるのは、徳政一揆のなかでみられるものになる。この徳政一揆のなかでみられた取り戻し基準については、前稿でも参照したように、脇田晴子氏の言及があり<sup>(1)</sup>、特に分一については柘植千恵美氏による詳しい検討がある<sup>(2)</sup>。本論においても、この後における行論の都合上、あらかじめ取り戻し基準の具体的な内容について明示しておく必要があるため、それらの研究成果をなぞることになるが、あらためて徳政一揆にみえた取り戻し基準について確認しておくことにしたい<sup>(3)</sup>。

#### 1 正長元年（一四二八）徳政一揆

最初の徳政一揆にあたる正長元年徳政一揆においては、河内・大和奈良・播磨について具体的に知ることができる。

#### 河内

「廿一箇年田畠売買等悉本主返畢、出拳利錢ハ札ノ錢トテ一文出、其ノ主取畢、借書皆主取畢」と、①二十一年以内の永代売買田畠については売主への返却、②利子付きの出拳（種貸）は「札の錢」（証文破棄の手数料か）一文を支払って破棄、③借用書は借主に返却、という内容であった（「歴史徴」）。

## 大和奈良

「本二(三カ、〈注2 栢植論文〉)分一二テ、質モ借書モ万物本主取ベキヨシ定畢、憑支ハ自国・他国破畢」と、  
 ①質物・借用状ともに本錢三分一の支払いによって取り戻し、②自国・他国ともに憑支は破棄、というものであった(「歴史徴」)。

あるいは「号徳政ヲ、質并借書等無理ニ乞返」「永代売放タルモノハ不取返也、年期ヲ指テ売放サル田畠等ヲハ皆々取返」と、③質物・借書は請け戻されたが、④永代売買地については取り返しはされず、⑤年期売買地はすべて取り戻し、という内容であった(「転害会施行日記」<sup>4</sup>)。

そして興福寺によって徳政令が発令されるが(「東大寺塔頭葉師院文書」)、その内容は、①質物は本錢三分一の支払いで取り返す、②利子付きの出挙は本錢三分一の支払いで破棄、③五年以上前の借書は破棄、④憑支は破棄、⑤去年までの未進年貢は帳消し、⑥質物の取り返しは、今月から来年二月までは本錢三分一の支払いで請け戻し、それ以降については本来の通り本利相当分の支払いによって請け戻すものとする、⑦取り返す質物は、「札面」(質入れの証文)が示す流質期限から三ヶ月分までのものを対象とする、というものであった。

このうち質物の請け戻しにおける本錢三分一の支払い、憑支の全面破棄は、徳政一揆のなかで実現されていたものがそのまま記載されている。これは興福寺の徳政令発令が、一揆軍への敗北をうけてそれとの和睦によるものであり、したがってその徳政の内容も、すでに一揆のなかで実現していたものを事後追認したものという性格にあることによる。<sup>5)</sup>

## 播磨

「御とくせい之由候とて、正長元年十一月十九日つちいきよせかけ候て、かのきた殿御もんそともやかせ候間、

やきうしない候所ニ、中村方より申され候ハ、廿一ヶ年より内にて候ハ、とりかえずへき之由申され候間」(永享二年(一四三〇)正月二十五日付光景田地売券「伊和神社文書」<sup>6</sup>)と、二十一年以内の永代売買田畠については取り戻されている。これは河内における①と同内容になる。

## 2 嘉吉元年(一四四一)徳政

二度目の徳政にあたるのが、嘉吉元年徳政である。これについては近江と大和奈良について具体的に知ることができる。

### 近江

奥島・北津田両庄の徳政令が出されており(「大島奥津島神社文書」)、その内容は、①質物は本銭十一分一の支払いで請け戻す、②出拳の借銭は破棄、③年期売買・債務は破棄、④講銭・憑子銭は破棄、⑤永代売買地は十五年以内のものについて半分を取り戻す、今年の作毛については半分以上をそれに付ける、⑥三社(伊勢・春日・石清水八幡か)の社物は取り戻してはいけない、というものであった。

### 大和奈良

徳政一揆をうけて興福寺が徳政令を発令しており、その内容は、「去正長元年・嘉吉元年・宝徳三年(一四五二)ハ、各本銭三分一請之返弁之、今日成敗ハ悉以破之」(「大乘院寺社雑事記」延徳二年(一四九〇)十月二十日条)と、前回の正長元年におけるものと同様、本銭三分一の支払いで取り戻す、というものであった。

## 3 文安四年(一四四七) 徳政一揆

次に知ることができるのは、文安四年徳政一揆における大和奈良についてである。

## 大和奈良

「馬借寄南都了、自申刻至黄昏、所々懸火畢、恒風情敷、少々矢負在之、両方手負在云々、酉下刻引退了、於北馬借者以三分一分令落居」(「経覚私要抄」文安四年七月十三日条)、「南都事」(称徳政一揆蜂□(起カ)、山城辺土民分残三分一可免(取)三分二之由、領状□(了カ)、大和国土民求未領状、猶有傲訴云々)「建内記」文安四年七月十八日条)などとあるように、これまでと同じく、本銭三分一の支払いで取り戻す、というものであった。

## 4 長禄元年(一四五七) 徳政一揆

最後に長禄元年徳政一揆の場合を取り上げておくことにしたい。ここでは京都についてのものを取り上げておく。

## 京都

「一辰初点、山城馬借等於卅三間辺作時了、為入京敷、然申下刻聞云々、多分出質物之由申云々、田舎者ハタ、取、竹田・九条京中者ハ十分一取出之由申云々、希代事也」(「経覚私要抄」長禄元年十一月一日条)と、①京中の者は本銭十分一の支払いで請け戻したが、②京外の「田舎者」は無償で取り戻した、というものであった。ここでは居住地域によって取り戻し基準に相違があったことがうかがわれる。

これらの事例をみると容易に理解できるように、同時期における徳政一揆においても、地域によって取り戻し基準は様々であったことがわかる。逆にこのことからみて、それら徳政一揆のなかでみえた取り戻し基準は、それぞれの地域においてみられていた、日常的な在地慣行に基づいたものであったと考えることができる。

またそれらの取り戻し基準のなかでは、本銭の何分の一の支払いによるという、分一の支払いによるものが顕著にみることができ、これは最近、井原今朝男氏が中世における債務をめぐる慣行について追究するなかで明らかにした、最少分返済というものにあたる。<sup>7)</sup> そうした慣行は、少なくとも永享期（一四二九～四一）には存在していることが確認されていること、その直前にあたる正長元年徳政一揆からみられるということから考えて、それら徳政一揆における売買・貸借関係破棄の在り方も、在地における慣行に基づいて実現されたものであったと考える間違ったものと思う。

## 二、様々な取り戻し基準

ここでは徳政一揆のなかにみえていた様々な取り戻し基準について、他の売買・貸借関係史料においても確認することができるものを中心に取り上げ、それら取り戻し基準そのものの展開の有り様について追究していくことにしたい。それらの取り戻し基準が在地における慣行であることを踏まえて考えるならば、それらはまさに在地における時効法に他ならない。それらの状況をみていくことで、在地における多様な時効法の展開の状況を認識することができると考える。

### 1 永地之徳政

前節でみた取り戻し基準のうち、永代売買地がその対象になっている場合と（河内・播磨・近江）、そうでない場合（大和奈良）があった。このうち永代売買地に関しては、例えば、①永享四年（一四三二）三月十一日付祥見

田地売券(近江「朽木家古文書」八八七号)<sup>(8)</sup>に「天下一同、土民永地之徳政行候共」、<sup>(2)</sup>文安四年(一四四七)二月二十三日付名高左衛門田地売券(紀伊「禪林寺文書」『和歌山県史 中世史料二』五四二頁)に「天下一同の永地のとくせいゆき候とも」、<sup>(3)</sup>天文二年(一五五三)四月十一日付刑部太郎田地売券(和泉「中家文書」『熊取町史 史料編I』一二〇頁)に「天下一同長地徳政行候共」などのような徳政担保文言の存在が知られる。これによって「永地(長地)之徳政」と称されるような、永代売買地を対象にした徳政の存在を知ることができる。

これはすでに勝俣鎮夫氏が指摘しているように、<sup>(9)</sup>徳政においては永代売買地を取り戻し対象に含めるかどうかで問題となっていた場合があり、これらは永代売買地をも対象にした徳政に対しての担保文言としてとらえられるものとなる。

## 2 半分返付

先にみた嘉吉元年近江奥島・北津田両庄徳政令には、永代売買地について十五年以内のものについて半分が取り戻されることがみえていた。この半分取り戻しという基準については、他にもみることができる。特に顕著にみることができるのが、紀伊熊野三山における徳政の場合と考えられる。

熊野三山における徳政については、大永三年(一五二三)十一月二十一日付澄心寺定守道者売券(「米良文書」八四六号)<sup>(10)</sup>に「万一三山一箇(同)徳政」、長禄四年四月十日付佐藤重胤旦那本銭返売券(「米良文書」三九八号)に「大徳政」とあることから、「三山徳政」「大徳政」などと称されたことが知られる。熊野三山あげての徳政であったことがうかがわれる。徳政の事例は、現在のところ寛正元年(一四六〇)四月頃におけるものと、明応八年(一四九九)五月頃におけるものと、二回を確認することができる。

前者の事例については、長祿四年（寛正元年）四月十日付佐藤重胤且那本錢返売券（「米良文書」三九八号）がその徴証であり、「自門善坊実報院へ本錢返二売徳候阿芸国且那半分、大徳政二門善坊へ帰申候、徳政之貫別二給候て持申候を売渡申処実正也」とある。またその三ヶ月後にあたる寛正元年（一四六〇）七月日付太郎三郎且那永代売券（「潮崎稜威主文書」五九号）には「若徳政半分行候とも」という徳政担保文言がみられるように、徳政の内容は半分の取り戻しであったことが知られる。

後者の事例については、明応八年五月晦日付門善房宣且那本錢返売券（「米良文書」七三四号）に「実報院半分、徳政帰申□分を御智行可有候」とあるのを初見として、二十九件の事例が確認される。またその内容は、同年六月一日付河西盛祐且那本錢返売券（「米良文書」七三五号）に「実報院江売渡候内、半分帰申候を売渡申候、徳政衆として道遣可申候」とあるように、前回におけるものと同じく、半分の取り戻しであった。

そして二回における事例のいずれも、半分の請け戻しとなっており、対象は且那職である。もつともそれは、その徴証がいずれも、徳政によって請け戻された且那職をあらためて売買・質入れた売券・質券にあつたていることによつてゐる。他の物件についての徴証がないため、取り戻しの対象が且那職に限定されていたのか、その他の物件を含めてのものであったのかは確定できないが、少なくとも且那職については、半分の請け戻しが原則になつていたとみることができよう。

なお徳政にともなう取り戻しの実現は、「徳政衆」と称されるものがあつたつていたらしいことがうかがわれる。先に示した同年六月一日付河西盛祐且那本錢返売券をはじめ、同年六月十三日付蔵屋高清且那本錢返売券（「米良文書」七三八号）までの五点について、いずれも徳政によって請け戻された且那職をあらためて他者に売買するに際し、「徳政衆として道遣可申候」と、「徳政衆」による「道遣」（埒明）文言がみられている。「徳政衆」の実態に



ついでには明確にすることはできないが、熊野三山のなかでそれを担当した集団の存在を想定することができるであろう。

### 3 二十一年ヶ年徳政

永代売買地の取り戻しにおいては、その対象の基準として、売買からの年期が設定されていることがみられた。正長元年徳政一揆において河内・播磨では二十一年以内、嘉吉元年近江奥島・北津田両庄徳政令では十五年以内、とされていた。ここではそのうち、二十一年以内という年期の事例について取り上げる。これについては、伊勢と南山城における事例をみるができる。次に関係史料を列挙しておこう。

#### ①長享元年（一四八七）以前伊勢北畠氏

「於神戸六郷内、権家扶持人限廿一ヶ年可破之由、先代以上使被打簡」（長享元年九月十七日付北畠具方証文『国立公文書館蔵 沢氏古文書〈京都女子大学研究叢刊43〉』一〇号）

#### ②天文十一年（一五四二）伊勢

「天下一同廿一ヶ年之雖徳政之地起行トモ」（天文十一年閏三月十八日付藤五郎屋敷売券『三重県史 資料編 中世1（下）』「太郎館古券之記」五号）

#### ③元龜三年（一五七二）山城梅津長福寺

「諸塔祠堂並廿一ヶ年永地、不可及徳政之沙汰事」（元龜三年四月付織田信長朱印状「長福寺文書」『織田信長文書の研究』三二〇号）<sup>1)</sup>

#### ④天正三年（一五七五）伊勢北畠氏

「宇治六郷徳政之儀雖被仰出候、神慮之儀以御侘言申候、然者従當年廿一ヶ年徳政之儀有間敷候」（天正三年十二月七日付北畠信意判物「神宮徴古館農業館所蔵文書」『三重県史 資料編近世1』一七二頁）<sup>(12)</sup>

このうち①②④が伊勢におけるもの、③が南山城におけるものである。伊勢におけるものうち、①は奉公人に關して二十一ヶ年以内のものを対象に徳政が行われたことを示し、②は二十一ヶ年以内の永代売買地を対象にした徳政についての担保文言、④は惣国徳政に際しての徳政免除であるが、この時の徳政が「廿一ヶ年徳政」、すなわち二十一ヶ年以内を対象にした徳政であったことが示されている。これらによって、伊勢における徳政は、二十一ヶ年以内のものを取り戻しの対象にした、「二十一ヶ年徳政」と称されたものが基本であったことが知られる。

現在のところ、伊勢における徳政事例は、長享二年（一四八八）、永正元年（一五〇四）、弘治元年（一五五五）、永祿九年（一五六六）、同十一年、天正三年、同十一年にみることができる。<sup>(13)</sup> こうしてみると何よりも①にみえるように、すでに長享元年以前には二十一ヶ年徳政が存在していたことから、伊勢においてはそれ以前の当初から、二十一ヶ年徳政が慣行となっていたと考えられる。もともと実際には、十六世紀前半の時期を除けば、徳政は二十一ヶ年も経たないうちに行われているのが現実であった。こうしたところからも、この時期における徳政の頻繁さを充分にうかがうことができる。

③の南山城のものは、徳政を行ったとしても適用を免除するという保障文言である。ただし発給者の織田信長の徳政の内容が、二十一ヶ年徳政であったとは考えられないことから、これは受給者側からの要請によって盛り込まれた文言ととらえるのが妥当であろう。そしてこのことから、同地域における徳政の内容が、河内・播磨、そして伊勢と同じく二十一ヶ年徳政であったとみることができる。そして二十一ヶ年という年期は、井原氏が明らかにした債務の二十年時効法に、密接に関連したものであるとみて間違いないであろう。

#### 4 年期の徳政

右の「二十一ヶ年徳政」のように、売買・貸借契約時から一定年期を基準にして取り戻しの対象としたものとして、具体的な年期は明確でないものの、他に若狭や尾張においてもその存在が知られる。

若狭におけるものは次の二例がみられる。

〔史料1〕三郎左衛門宗次田地永代売券（『永建寺文書』『福井県史 資料編8』七〇頁）

永代売渡申田地之事

（黒印）合四段者 在所者樋之爪也、斗代ハ見世之升之定、壺石五斗代也、都合六石也、壺段に日おい三人宛也、段錢本役ハ常宮江立申候、

右之田地者、依有要用現錢貳拾壺貫五百文に永代売渡申処実正也、重書四通源三郎後家之売券、其後矢野入道殿之売券、何モ相副候て永代売渡申候、但重書五通之内壺通見失候間、只今不進候、其様に御座候て、何ニ候ともほうくにてあるへく候、此かゑにハ縦国之御成敗として、年紀之とくせい行候とも、於此田地者、別而私之奉書に取返申へき年紀相当仕候とも、五十年以前之売券に准而、一言之いらんお申ましく候、於子孫にもいらん申ましく候、永代御知行あるへく候、仍売券之証如件、

三郎さえもん

文亀二年（壬戌）十一月 日 （花押）

〔史料2〕泰純田地永代売券（『永建寺文書』『福井県史 資料編8』七〇頁）

永代売渡申田地之事

合式段者 在所坪付深河をもてにあり、

右田地者、為大宮司殿御領之内、岩菊・岩鶴二代間、給田ニ宛行候へ共、召放候て、現錢拾貫文ニ永代売渡申処  
 実正也、縦国之御法として年記之徳政行候共、於此田地者不可有相違候、更以一言之不可子細申候、五十年已前  
 之売券ニ准而永代知行あるへく候、仍為後日証状如件、

文亀三年（癸亥）正月廿六日

法眼大和尚位泰純（花押）

東菊庵御房

ともに「永建寺文書」におけるものであり、また文亀二年（一五〇一）・同三年と近接した時期におけるものであるが、「年紀之とくせい」「年記之徳政」という徳政担保文言がみえている。担保文言は現実性があるから存在したと考えられるから、戦国期の若狭においては「年期の徳政」と称されるような徳政の在り方が存在していたと考えられる。

具体的な内容は不明であるが、「史料1」には「取返申へき年紀相当仕候とも」という文言があるところをみると、ある年期に達しているものが取り戻しの対象になるような内容のものであったと想定される。このことからすると、先の「二十一ヶ年徳政」のような、一定年期内のものを取り戻し対象にするようなものではなく、むしろ前節で触れた正長元年興福寺徳政令にみえる「五年以上前の借書は破棄」という内容や、享禄元年（一五二八）甲斐武田信虎徳政令にみえる「三年以上前の債務は破棄」というものなどと同じ性格のものであったと考えられる。

同様のことは尾張についても確認することができる。天正十二年（一五八四）十一月一日付せあみ・おく一連署田地永代売券（「西加藤家文書」『愛知県史 資料編12』六七三号）に、やはり徳政担保文言としてであるが、「為何年記徳政入候共」という文言がみえている。ここから尾張においても、「年期の徳政」の存在を知ることができ

る。ただしその内容が、伊勢における一定年期内のものを対象にしたものなのか、若狭などにおける一定年期以上のものを対象にしたものなのか、については明確ではない。

これらのことをみると、在地徳政において、一定年期を取り戻しの基準とすることは、かなり一般的なものであったことがうかがわれる。やはりこれら一定年期を基準にしたものは、在地における時効法の展開としてとらえることができ、その基準は地域によって多様であったことをあらためて認識することができる。

その一方において、「史料1・2」には取り戻しを請求しない担保文言として、「五十年前以前之売券に准而」「五十年前已前之売券二准而」という文言がみえている。これは「年期の徳政」に際して、取り戻しの対象年期に達していたとしても、五十年以上前の売券に準じて、取り戻しを請求しないことを約すものであるが、ここから五十年以上前の売買・貸借は取り戻しの対象にはならないという慣行の存在を知ることができる。これは債務の時効法とは逆の場合にあたる、知行の年期法ともいべきものにあたるにとらえられる。

五十年以上にわたって知行を続けているものについて、このように特別視される事例は、甲斐にもみることができ、永禄二年（一五五九）三月二十七日付武田信玄判物（『熊野神社文書』『戦国遺文 武田氏編』六五六号）に「五十年以来相抱之神田之儀」という文言がみえている。この問題に関してはさらに広く事例を蒐集する必要があるが、少なくとも戦国期に若狭・甲斐という複数の地域に存在していることから、より広範な展開を想定することは可能であろう。そして知行年期法として著名な、鎌倉幕府法における知行二十ヶ年法と比べると、知行年期は倍以上に延長されていることになるが、この点も在地における債務の時効法の展開に関連するものであることが想定される。

さらに検討をすすめていく必要はあるが、おそらくこのことは、戦国期においては二十年は債務の時効法の範疇

であり、五十年程度までは時効法の対象になりえた状況を示しているのではないかと思われる。五十年といえは間違いなく親の代以上における売買・貸借である。そこまでは取り戻しの対象になっていたと言える一方、そのくらいになればさすがに対象にはならなくなったとも言えるが、その後の時代における展開を含めて、今後においても注意し続けたい問題である。

### 三、様々な徳政担保文言

前節においては、在地徳政における取り戻し基準について、具体的に検討してきたが、そのなかでは売券類にみえていた様々な具体的な表現を有した徳政担保文言が、有力な手掛かりをなしてきていた。このことからあらためて、在地徳政の実態をうかがううえで、そうした徳政担保文言が重要な素材になりうることを認識することができ<sup>(15)</sup>る。

本論での最後に、いわゆる一般的な徳政担保文言ではない、ある程度具体的な文言によって示されている徳政担保文言について、管見の範囲ではあるが、主要な事例を取り上げておきたい。それによって、今後において在地徳政の多様な実態を追究するための手掛かりとして提示しておくことにしたい。

#### 1 伊勢

管見の範囲で、最も多様な徳政担保文言をみることができるのが伊勢である。以下、特徴的な文言を列挙したい。

①「御得政之有物言共」(永享十一年(一四三九)五月十三日付荒木田宗仁藪売券『三重県史 資料編中世1(下)』)

「太田家古文書」一九七号)

②「天下にうり物の煩行事候とも」(長禄四年(一四六〇)三月二十日付下館左衛門次郎とこ祭職売券『同前』「徴古文府」一—四八号)

③「天下一同徳政新法出来、売地返事在共」(文明四年(一四七二)八月五日付荒木田守則田地売券『同前』「徴古文府」一—五〇号)

④「天下一統之徳政・地発已下売買之物者(言カ)何も被□(行カ)候共」(文龜三年(一五〇三)八月二日付福石貞久畠地売券『同前』「輯古帳」三—一号)

⑤「天下大法之徳政・沽買物還行候共」(大永六年(一五二六)九月付あはち屋光重道者売券『同前』「輯古帳」四—五三号)

⑥「西方徳政・地起並山田徳政・地起行候とも」(天文二十四年(一五五五)十一月晦日付大西景勝借券『同資料編中世2』「松葉安平氏所蔵文書」二号)

⑦「天下大法徳政・地起・国之物謂候共」(弘治三年(一五五七)四月付高向弘賀畠地売券『同資料編中世1(下)』「輯古帳」三—一〇〇号)

⑧「天下大法之地をこしの徳政又□三郡内わたくしとくせい行申候□(共カ)」(文禄二年(一五九三)十一月付中村おとく畠地売券『同前』「慶光院文書」一八八号他)

④⑤⑥⑦をみると、徳政と地発(地起)・「売買之物言」「沽買物還」「国之物謂」などが同義で用いられている。①では「御徳政の物言」とあり、これらにおける「物言」とは風評という程度の意味ととらえられる。また②では

「うり物の煩い」と表現されているし、③では「売地返し」という表現がみられている。「売買の物言」「沽買物還」

などとも、それぞれ徳政の一面を端的に表現するものといえるであろう。

また⑥では「西方徳政」「山田徳政」、⑧では「三郡内徳政」という表現がみられ、伊勢国内のなかでもさらに地域を限定した徳政の存在を知ることができる。

## 2 和泉

次に、他ではみられない珍しいと思われる文言がみられる、和泉「中家文書」における事例を取り上げたい。これについてはすでに久留島浩氏による要を得た検討があるが、<sup>16)</sup>ここでは私の関心にしたがってあらためて取り上げるものとする。

- ① 「天下一同之御徳政行、長地等文証還相共」（永正九年〈一五二二〉十月二十八日付三郎衛門田地売券「中家文書」『熊取町史 史料編Ⅰ』四九頁）
- ② 「天下土（動）乱行候共」（天文五年〈一五三六〉七月二十六日付神前助左衛門田地売券「同前」『同前』一三七頁）
- ③ 「天下一道（同）之御徳政行、国替・御代替・御検地御座候共」（元和八年〈一六二二〉十二月十七日付若左衛門畠敷地売券「同前」『同前』五九一頁）
- ④ 「天下一同之御徳政行、或ハ乱入・往来候共」（寛永九年〈一六三二〉十二月十九日付庄司山地売券「同前」『同前』五九八頁）
- ⑤ 「御国替・御代官かり天下一度（同）之御徳政行、或ハ御けんち其外乱入・往来・地下出入、何様之儀出来仕とも」（寛永十五年極月十八日付塔原村三右衛門等蔵米借用証文「同前」『同前』六〇一頁）



①では、徳政においては「長地等文証還相」、すなわち永代売証文の返還が行われるという認識のあったことが知られる。②では、売買・貸借関係の破棄の契機として「動乱」、すなわち戦争が認識されていたこと、同じく③では「国替・御代替」という領主の代替わり、それと検地が認識されていたことを知るができる。④⑤ではさらに、「乱入・往来」「地下出入」などもそうした売買・貸借関係破棄の要因になっていたことをうかがうことができる。それらはいずれも、戦乱や領主の交替、様々な紛争などにより、既存の社会関係が破壊されるような状況において、それまでの社会関係が解消される事態が常態的に存在していたことを示していることとらえられる。この点に関しては久留島氏も、領主の交替は領主との間で合意されていた在地諸慣行の破棄をもたらし、特に領主の交替に対する在地の危機感の存在を読み取っている。

こうした状態について、例えば笠松宏志氏は、秩序の混乱状態にあつて、過去に存在した本来のあるべき姿に戻す、ととらえたのであり、また藤木久志氏は、社会復興が図られた「世直し」「世改め」ととらえたのであつた。<sup>17</sup>飢饉と戦乱が常態であつた中世後期から近世初期にかけては、このような状況が日常的に展開していたと考えられるから、そうした徳政の契機、その実現も日常的に存在していた状況をあらためて認識することができることになる。またここで注目しておきたいのは、徳政の契機として、領主による検地（「御検地」）<sup>19</sup>があげられていることである。すでにこの点については、神田千里氏がこの「中家文書」などをもとに、明確に指摘している。<sup>19</sup>検地もまた既存の社会関係を破壊し、新たな社会関係を構築するものであつたととらえられ、そこではそれまでの売買・貸借関係が解消されることがあつたことを認識することができる。<sup>20</sup>そしてこのことは、一九七〇年代までの徳政研究の多くが、戦国大名権力の検地政策などによる土地所有秩序の確立によって、徳政が終息するとみてきた理解が、基本的に成立しないことを意味する。徳政の問題が、所有関係の問題から生じているのではないことがあらためて確認

される。

### 3 甲斐

次に東国における事例として、また戦国期から近世初期にかけての一貫的な事例として、甲斐の場合を取り上げておきたい。

- ① 「無本・をしつふし」(天文十九年(一五五〇)四月吉日付宮原内匠助借用状写「風聞文書」『戦国遺文 武田氏編』三〇七号)
- ② 「公方利おしつふし・田地かへし御座候とも」(永禄九年(一五六六)五月一日付大和田善左衛門田地売券「三浦小一郎家文書」『同前』九九〇号)
- ③ 「田地返し・本成・おしつふし」(元亀三年(一五七二)十二月二十八日願念屋敷売券「八田文書」『同前』二〇〇八号)
- ④ 「天下一たういか様之押禿御座候共」(慶長七年(一六〇二)霜月二十日付菅沼与三左衛門等田地売渡証文写「渡辺光隆家文書」『富士吉田市史 史料編第四卷』五九四号)
- ⑤ 「御国かわり・おしつふし御座候共」(寛永十一年(一六三四)正月二十九日付与一右衛門田畑売渡証文「吉田公望家文書」『同前』五九五号)
- ⑥ 「御国かへ、いかようふりこと御座候共」(寛永十九年九月二十四日付藤右衛門田地売渡証文「舟久保兵部右衛門家文書」『同前』五九八号)
- ⑦ 「御国替・おしつふし又ハてんぢ返し御座候共」(慶安五年(一六五二)三月十二日付九左衛門山地売渡証文

「舟久保兵部右衛門家文書」「同前」六〇二号)

⑧ 「御国かい・押憎、如何様之新御法度・御代官かわり・田地かいし御座候共」(寛文八年(一六六八)極月二十三日付権兵衛田年期売渡証文「奥脇家文書」「同前」六一一号)

⑨ 「御国替・天下一等之おしつふし・人返し御座候共」(延宝元年(一六七三)十二月二十八日付清左衛門金子借用証文「小沢鯉一郎家文書」「同前」六一五号)

①③には「無本」「本成」(本済し)という表現がみえるが、本銭のみの支払いによって売買・貸借関係を破棄するもの、⑥を除いてみえている「お(を)しつふし」「押禿」「押憎」は、すなわち「押し潰し」で、本銭・利子ともに破棄するものである。いずれも享禄元年武田信虎徳政令にもみえている内容である。<sup>(21)</sup>

また②③⑦⑧には、とくに土地の取り戻しについて「田地返し」と称していたことがみえている。⑨には売人・質人の取り戻しについて「人返し」と称していたことがみえている。⑥からはそうした徳政について「ふりこと(降事)」として認識されていたことががわかれる。そして⑤から⑨では、そうした徳政の契機として、国替・代官替という領主の代替わりがあげられている。

このなかで注目しておきたいのは⑨にみえる「人返し」である。徳政関係史料の多くが土地に関するものであるが、実際の徳政においては、村・百姓にとつては貴重な労働力であった妻子・下人の取り戻しが重要な要素を占めていたと考えられる。<sup>(22)</sup>そうした人の取り戻しについて、徳政担保文言としても確認されるところに、それが「人返し」と表現されていたことは極めて興味深い。これまで人返しについては、いわゆる逃亡者・欠落者を対象にしたものにとらえられているが、そのなかには売買・債務関係の破棄にともなう取り戻しの場合も含まれていたことが想定される。今後においてあらためて注意してみたい必要があるであろう。

## 4 下総

最後は、管見の範囲であるが他に類例をみない徳政担保文言を紹介しておきたい。下総香取社関係にみえるものである。

〔史料3〕香取宗吉畠地本銭返売券（『千葉県の歴史 資料編中世2』「香取要害家文書」七九号）

〔正文 本銭返畠状蔵本与五郎殿香取又八〕

依有要用本銭返売置申畠状之事

合本直銭四貫文者

右、件之畠坪ハ、おけはた職之内いみのくほ、あまつ、みの上之畠を、明年（甲午）年之作毛より始候て、来候ハん（癸卯）年之作毛まで、十ヶ年廿作か間、万雑公事を停止候て、本銭四貫文ニ売渡申処実正也、此内ニ地頭方へ所務之分、料足百文宛々毎年沙太あるへく候、縦天下之御徳政成下、又名職付て合力など、申事、一言も申ましく候、年記過候者、本銭四貫文にてうけ返可申候、仍為後日証文之状、如件、

文明五年（癸巳）九月晦日 宗吉（花押）

売主

香取又八

ここには徳政と並んで、「名職付て合力など、申」という文言がみえている。「申す」とあるから、売主側から徳政の際に要求するものであったことがわかる。そしてそれは「合力」、すなわち援助という性格のものであったこともうかがわれる。問題は「名職付」というものの内容であるが、字義通りにとれば、名職に付ける、ということになるから、売却地の名請人に復活する、という意味であろうか。そうであればそれは事実上の取り戻しにあ

たったととらえられるであろう。

いずれにせよ、徳政の一環として、あるいは徳政と並ぶものとして「名職付き」と称される事態が存在したこと、それは取り戻し側からの要求によるものであったことをうかがうことができる。このことは、在地徳政における取り戻しというものも、基本的には売主・借主から、買主・貸主に対し要求するものであったと認識することができる。この点に関しては、丹波和知荘における事例をもとに述べたことがあり、<sup>23)</sup>こうした事態は普遍的に想定することができるとであろう。

#### おわりに

本論では、在地徳政の実態追究のためのこころみとして、在地徳政における様々な取り戻し慣行やそこにおける基準について、具体的に検討を行ってきた。在地徳政そのものに関する史料は極めて限定されているため、ここでは徳政一揆のなかで実現されていた取り戻しの基準や、売券類にみえる徳政担保文言に注目することで、それに接近していこうとする方法をとってきた。

その結果、徳政担保文言がそのための有力な手掛かりとなることを充分に認識することができ、またそれをもとにみていくことで、地域によって取り戻しの慣行や基準にはかなり多様な展開があったことをうかがうことができたと考える。まさにそこに在地徳政の特徴があらわれているといえる。またそれらはそれぞれの地域における債務の時効法であり、それが徳政において発現したものととらえられる。

このことからすると、逆に戦国期以降における、戦国大名徳政令などの公権力による広域を対象にした徳政令は、

ある特定の取り戻し慣行や基準を領国規模で適用しようとすることを意味し、多くの地域においては基準の強制的な押しつけをもたらすことにもなる。戦国大名以降の領域権力は、その広域支配にもなつて、領国に対してある程度の一律化・平準化をもたらすことになるが、それは他方において、中心的な地域の慣行が他地域を覆つていくことでもある。そこに地域を統合する政治共同体の展開が内包せざるをえない特質を見出すことができることもなる。

また本論は、限られた事例からの検討であつたが、そのなかからも、多様な年期法の展開、徳政の契機としての検地、徳政の一環としての人返しの存在、徳政は当事者からの取り戻し請求に基づいたとみられることなど、徳政とそれと表裏の関係にある売買・貸借関係の実態を追究していくうえで、さらに検討をすすめていく必要がある。対象をいくつか検出することができた。今後において、広汎に売買・貸借関係史料の検索と検討をすすめていくことで、さらに多様な在地徳政の諸慣行を見出し、またその実態に踏み込んでいくことができると考えている。

- (1) 脇田晴子「土一揆の組織性と私徳政―続・都市と農村の対立―」（『日本古文書学論集 9 中世Ⅴ』吉川弘文館、一九八七年、初出一九八四年）。
- (2) 柘植千恵美「『徳政』の再検討―分一私徳政の系譜と実態―」（『年報中世史研究』一三号、一九八八年）。
- (3) なお本節において、典拠史料について特に断らないものは、すべて前注柘植論文を参照されたい。
- (4) 桑山浩然「徳政令断片―正長の徳政令をめぐる―」（『月刊歴史』一号、一九六八年）を参照。
- (5) 室町幕府・興福寺らによる徳政令発令と徳政一揆との関係については、神田千里『土一揆の時代（歴史文化ライブラリー181）』（吉川弘文館、二〇〇四年）を参照。

- (6) 注4に同じ。
- (7) 井原今朝男「日本中世の利息制限法と借書の時効法」(『歴史学研究』八二二号、二〇〇六年)。
- (8) 勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(同著『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年)を参照。
- (9) 前注に同じ。
- (10) 以下、熊野御師関係文書は「熊野那智大社文書(史料纂集)」(全五冊、続群書類従完成会、一九七一〜七七年)における所収文書番号による。
- (11) なお下村信博「元亀元年徳政と織田信長」(『織豊期研究』七号、二〇〇五年)参照。
- (12) なお下村信博『戦国・織豊期の徳政』(吉川弘文館、一九九六年)参照。
- (13) なお西山克「道者と地下人」(吉川弘文館、一九八七年)参照。
- (14) 勝俣鎮夫「武田信虎徳政令の『かたち』」(『山梨県史のしおり』資料編5、二〇〇五年)・拙稿「戦国期東国の徳政」(佐藤博信編『中世東国の社会構造』岩田書院、二〇〇七年)を参照。
- (15) すでに多くの先行研究においても、徳政担保文言について一定の実態を反映するものとして重視されている。代表的なものとして、宝月圭吾『日本中世と売券と徳政』(吉川弘文館、一九九九年)があげられる。近年においては、野尻泰弘「近世、若狭国・越前国敦賀郡における徳政担保文言の基礎的考察」(『若越郷土研究』二八〇号、二〇〇五年)が近世に関して精力的な検討をすすめている。
- (16) 久留島浩「熊取谷の近世の幕開け」(『熊取町史 本文編』熊取町、二〇〇〇年)。
- (17) 笠松宏志『日本中世法史論』(東京大学出版会、一九七九年)。
- (18) 藤木久志『戦国史をみる目』(校倉書房、一九九五年)・同『戦国の村を行く(朝日選書579)』(朝日新聞社、一九九七年)など。
- (19) 神田千里「中・近世移行期の村と土地―作職と村内武士を中心に―」(渡辺尚志・長谷川裕子編『中世・近世土地所

有史の再構築』青木書店、二〇〇四年。

- (20) この点については、阿部浩一氏も「戦国期徳政の事例検討」(同著『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館、二〇〇一年)において指摘している。ただし氏は徳政終息の背景に、戦国大名権力の検地政策などを措定しているため、氏自身の議論とは矛盾する関係にある。

- (21) 注14を参照。ちなみに勝俣氏は同稿において、本済し・押し潰し・田地返しを関連したものととらえ、「借錢の利子を破棄し、借錢の元金だけを貸し主に返済すれば、貸し主の手に渡っている田地は、借り主のもとに取り戻すことができる」という内容であったと述べ、質田を対象にしたもので、永代売は意識されていないと指摘している。ただしそれから三つのものが、別個に記されていること、そのため押し潰しが利子のみを対象にしたものとは限定できないと考えられることなどから、それぞれ別個の内容のものとして把握するのが妥当と考える。

- (22) 拙稿「氏康の徳政令―戦国大名の構造改革―」(藤木久志・黒田基樹編『定本・北条氏康』高志書院、二〇〇四年)など。

- (23) 拙稿「室町〜戦国期の和知荘と片山氏」(藤木久志・小林一岳編『山間荘園の地頭と村落』岩田書院、二〇〇七年)。